（八王子市）

**○**[**八王子市旅館業法施行条例**](https://www3.e-reikinet.jp/hachioji/d1w_reiki/42490101002000000000/42490101002000000000/42490101002000000000.html)

平成24年３月28日  
条例第20号

第１条から第３条　＜省略＞

（衛生の措置の基準）

第４条　法第４条第２項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(１)から(６)　＜省略＞

(８)　浴室については、次の措置を講ずること。

ア　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

イ　浴槽は、１日１回以上換水し、清掃すること。

ウ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ　温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用する場合には、次の措置を講ずること。

(ア)　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、市規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(イ)　貯湯槽内の湯を市規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の措置を講ずること。

(ア)　ろ過器は、市規則で定めるところにより、逆洗浄その他の適切な方法でろ材に付着した生物膜等の汚れを定期的に除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ)　浴槽水を循環させるための配管は、市規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

(ウ)　集毛器は、市規則で定めるところにより、定期的に内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(エ)　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上となるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ)　浴槽水は、市規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

カ　エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、３年間保存すること。

＜中略＞

（ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第７条　政令第１条第１項第11号の規定による条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(１)から(６)　＜省略＞

(７)　浴室等は、次の要件を満たすものであること。

ア　洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

イ　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣所を付設すること。

ウ　和式浴室を設ける場合には、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。

エ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア)　ろ過器は、十分なろ過能力を有し、かつ、浴槽水が流入する前の位置に集毛器が設置されていること。

(イ)　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ)　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しないこと。

(エ)　浴槽からあふれた湯水を再利用しないこと。

(オ)　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられていること。

(カ)　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられていること。

＜以下省略＞

**〇**[**八王子市旅館業法施行細則**](https://www3.e-reikinet.jp/hachioji/d1w_reiki/41990210006800000000/41990210006800000000/41990210006800000000.html)

平成24年３月30日

規則第35号

第１条から第10条　＜省略＞

（貯湯槽内部の清掃及び消毒）

第11条　条例第４条第８号エ(ア)の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、１年に１回以上行うものとする。

（貯湯槽内の湯の温度）

第12条　条例第４条第８号エ(イ)の市規則で定める温度は、摂氏60度とする。

（ろ過器の汚れの除去及び消毒）

第13条　条例第４条第８号オ(ア)の規定によるろ過器の汚れの除去及び内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

（配管内部の消毒）

第14条　条例第４条第８号オ(イ)の規定による配管の内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

（集毛器内部の毛髪、あか、ぬめり等の除去）

第15条　条例第４条第８号オ(ウ)の規定による集毛器の内部の毛髪、あか、ぬめり等の除去は、毎日行うものとする。

（浴槽水の水質検査等）

第16条　条例第４条第８号オ(オ)の規定による浴槽水の水質検査は、１年に１回以上レジオネラ属菌について行うものとする。

２　前項の水質検査により、レジオネラ属菌が検出された場合は、適切な処理を行った上でレジオネラ属菌が検出されないことを確認しなければならない。

＜以下省略＞